不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	入林料の徴収
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町普通共用林野の運営に関する条例第4条第3項

<処分基準/聴聞・弁明手続>

基準規定	美郷町普通共用林野の運営に関する条例第4条第3項
処 分 基 準	■設定 □未設定 (産物の採取及び分配) 第4条 略 2 略 3 共用者以外の者が入林して採取する場合には、町長はその者から入林料を徴収することができる。 4 略
参考資料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日